

科目名	憲法ⅡB（基本的人権論）				
英語科目		ナンバリング	(https://syllabus.kyoto-su.ac.jp/syllabus_search/#n)を参照		
開講期	秋学期	開講学部等	法学部	配当年次	2年次
教員名	須賀 博志			単位数	2単位

授業概要／Course outline

この講義の第1の目的は、判決文の読解ができるようになることです。判決文に使われる特殊な言葉づかい、判決文の構造、判決文の中から法的ルールを読みとる方法などを、一つ一つの判決をていねいに読みながら、練習していきます。これを通じて、法学部・法科大学院（ロースクール）で必要となるリーガル・リーディングの基礎が身につくでしょう。

第2の目的は、重要判例の読解を通じて、人権に関わる最高裁判例の基本的な考え方を理解することです。この講義では、最高裁の憲法判例の考え方にしぼって、しかも、主としていくつかの自由権を中心に、重要な判例だけをていねいに深く読み解いていきます。

なお、この授業は、人権論の全体像を網羅するものではなく、主要論点に関する学説を体系的に解説するものでもありません。法科大学院進学や公務員試験などで人権論の全体にわたる学習が必要な諸君は、公法リーガルライティングⅠ～Ⅴの授業や自分自身で補ってください。

この講義は対面授業で行います。やむを得ず出席ができない履修者には、授業前にその旨の連絡があった者に限り、講義の録画を授業後1週間程度視聴可能とします。

授業形態、授業方法等／Course form・type

【授業形態】

対面授業

【授業方法】

講義

- ・ICTを活用した授業（形態：遠隔教育（ビデオ・オン・デマンド等））
復習課題の解説を動画で提供します。

授業内容・授業計画／Course description・plan

合憲性審査の枠組みを最初に簡単に説明してから、法の下での平等、職業の自由、表現の自由、信教の自由に関わる重要な判例を一つ一つていねいに読んでいきます。この講義では、あくまで最高裁の判例が示している考え方を理解することが目的です。それゆえ、解釈論上の論点を網羅的に扱うわけではありませんし、いわゆる学説については授業ではあまり採りあげず、予習そのほかの履修者自身の学習にゆだねます。また、日本国憲法の定める基本的人権のうち、人身の自由、財産権、生存権、教育を受ける権利、労働権、裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事補償請求権など、教科書の半分程度は扱いませんので、これらの権利については、刑事訴訟法、行政法、社会保障法、労働法、民事訴訟法などの授業で学習してください。公法リーガルライティングⅢ・Ⅳの授業でも取り扱います。

判例を読むことによって身につけてもらいたい能力は、(1)判決文の基本的な構成を知ること、(2)判例で適用されているルールを読みとること、(3)裁判所が、認定した事実を法的なルールにどのように当てはめているか分析すること、(4)当事者の主張とそれに対する裁判所の応答を整理すること、(5)先行する判決との違いを読みとることなど、判決文を読むにあたって必要となるテクニックです。これらの能力は、法解釈学の他の科目でも共通して必要となります。

毎回の授業にさきだって、予習課題を出題し、授業前日までに提出してもらいます（第1回授業を除く）。授業で取り上げる判例は、その全文をmoodleに掲載しますので、授業前に読んできてください。授業は講義形式で行います。判例の読み方を練習するために、毎回の授業で、判例の読解を内容とする復習課題を出題し、授業を聞いた上で翌々日までに提出してもらいます（第1回授業を除く）。

各回の授業のテーマは次のとおりです。末尾に、教科書（渡辺ほか『憲法Ⅰ 基本権』）の章節を付記していません。

第1回	ガイダンス、合憲性審査の枠組み	(3・4章)
第2回	法の下での平等(1) 目的・手段審査の枠組み	(6章1～3節)
第3回	法の下での平等(2) 婚外子法定相続分	(6章4～6節)
第4回	法の下での平等(3) 再婚禁止期間	(6章4～6節、4章2節)
第5回	職業の自由(1) 積極目的規制の審査基準	(13章)
第6回	職業の自由(2) 消極目的規制の審査基準	(13章、3章)
第7回	表現の自由(1) 性表現規制と青少年保護	(10章1・2節)
第8回	表現の自由(2) 名誉毀損表現	(10章2節)
第9回	表現の自由(3) 前科の暴露	(10章2節、5章)

第10回	表現の自由(4)	表現の事前抑制	(10章2節)
第11回	表現の自由(5)	取材テープの提出命令	(10章3・4節)
第12回	信教の自由(1)	信教の自由と一般的法義務拒否	(8章1～3節、4章3節)
第13回	信教の自由(2)	政教分離にかかる目的・効果基準	(8章4～6節)
第14回	信教の自由(3)	目的・効果基準からの変容	(8章4～6節)

★オンデマンド授業として、毎回の復習課題の解説を動画で行います。復習課題の提出締切の時点から1週間視聴可能とします。

事前・事後学修／Preparation and assignments

《事前学習》

1 各回の授業前に、教科書（渡辺康行ほか『憲法Ⅰ 基本権』）の下記の箇所を精読してください。教科書に登場する条文は、すべて六法やe-Gov法令検索で確認し、音読してください。

第1回	3・4章	(59～113頁)
第2回	6章1～3節	(137～149頁)
第3回	6章4～6節	(149～164頁)
第4回	6章4～6節、4章2節	(149～164頁、83～92頁)
第5回	13章	(342～359頁)
第6回	13章、3章	(342～359頁、59～82頁)
第7回	10章1・2節	(226～258頁)
第8回	10章2節	(230～258頁)
第9回	10章2節、5章	(230～258頁、116～136頁)
第10回	10章2節	(230～258頁)
第11回	10章3・4節	(258～267頁)
第12回	8章1～3節、4章3節	(180～191頁、92～100頁)
第13回	8章4～6節	(191～210頁)
第14回	8章4～6節	(191～210頁)

2 各回の授業前に、下記の判例の判決文を読んでください。判決文はmoodleに掲載しますので、授業中に参照できるようにしてください。判決文中に登場する条文は、すべて六法やe-Gov法令検索で確認し、音読してください。

第1回	なし	
第2回	尊属殺重罰規定違憲判決	(最大判昭和48年4月4日)
第3回	非嫡出子相続分違憲判決	(最大決平成25年9月4日)
第4回	再婚禁止期間違憲判決	(最大判平成27年12月16日)
第5回	小売市場許可制合憲判決	(最大判昭和47年11月22日)
第6回	薬事法距離制限違憲判決	(最大判昭和50年4月30日)
第7回	岐阜県青少年保護育成条例事件	(最判平成元年9月19日)
第8回	「夕刊和歌山時事」事件	(最大判昭和44年6月25日)
第9回	ノンフィクション『逆転』事件	(最判平成6年2月8日)
第10回	「北方ジャーナル」事件	(最大判昭和61年6月11日)
第11回	博多駅フィルム提出命令事件	(最大決昭和44年11月26日)
第12回	神戸高専剣道実技拒否事件	(最判平成8年3月8日)
第13回	津地鎮祭訴訟	(最大判昭和52年7月13日)
第14回	砂川市神社土地供用違憲訴訟	(最大判平成22年1月20日)

3 授業前日までに、予習課題の解答を作成して、moodleで提出してください（第1回授業を除く）。予習課題の内容は、基本用語の定義の確認、教科書の読解、教科書で紹介されている判例・学説の異同の確認、法令の調査・分析、判決文の読解などです。図表の作成も含まれます。

授業では重要な点に集中して説明を加えますので、教科書に書いてあっても授業では割愛する箇所がかなりあります。そのような部分についても、予習課題で学習してもらいます。

* 以上の事前学習には、3時間以上必要でしょう。

《事後学習》

4 予習課題の模範解答をmoodleに掲載しますので、復習してください。とくに、授業で触れなかった箇所について、予習課題の模範解答を参照して、各自で学習してください。

5 授業開始時に、判決文の読解を内容とする記述式の復習課題を出題します。それに対する解答を手書きで作成して、授業翌々日までに紙で提出してください（第1回授業を除く）。

6★ 復習課題の提出締切後に10～20分程度の解説動画を視聴可能にしますので、視聴して復習してください。また、文書での解説をmoodleに掲載しますので、参考にしてください。

7 発展学習として、参考文献を復習課題の解説に付記します。各自の将来の目標に応じて、有益と思う範囲で学習してください。

* 以上の事後学習には、2時間程度必要でしょう。

授業の到達目標/Expected outcome

《この授業で単位を取得するための最低目標》

- 1 授業時間外でも日常的に学習する習慣を身につけていること。
- 2 判決文の基本的な構成を理解できること。

《この授業でA以上の評価を得るための目標》

- 3 判決文の議論の展開を正確に分析できること。
- 4 判例の示した法的ルールを正確に把握し、それを同種の事例に当てはめることができること。
- 5 法科大学院入学試験の既修者試験レベルの事例問題に対応できる読解力・分析力を身につけること。

身につく資質・能力/Competencies to be attained

・主体性

専門知識・専門技能

【法学部 法律学科】

・法律学・政治学の基礎知識

【法学部 法政策学科】

・法律学・政治学・政策学の基礎知識

履修上の注意/Special notes, cautions

- 1 履修登録の前提条件として、憲法概論と憲法Ⅰの単位を取得している必要があります。
- 2 授業の到達目標で示したように、憲法ⅡA（統治機構論）、この授業、憲法発展の3科目をあわせて、法科大学院入学試験の既修者試験を到達目標として設定します。したがって、授業時間外にも、かなりの量の学習をしてもらうことになります。
- 3 学習の際には、六法・国語辞典・法律学辞典を手近に置き、条文や用語をこまめに調べるよう心がけてください。
- 4 授業には、判決文のほかに、最新版の六法を必ず持参してください。六法の種類は、一般的な小型のものなら何でもかまいませんが、選択に迷ったら『デイリー六法』（三省堂）を薦めます。
- 5 私語など、他の履修者の利益を害する行為には、厳格に対応します。悪質な者には、退席を命じ、成績を減点することがあります。
- 6 予習課題と復習課題は、提出期限に遅れれば受理しません。ただし、入院・裁判員・大災害での被災・その際のボランティアなどを理由とする場合に限り、事後の申出により遅れての提出を認めることがあります。体調不良・通院・課外活動などを理由とする場合には、後から提出されても受け取りません。
- 7 感染症への感染などのために出席できない場合には、授業開始の1時間ほど前までに、メール（suga@cc.kyoto-su.ac.jp）で連絡してください。連絡のあった者に限り、録画視聴を可能にし、復習課題をメールで送付します。
- 8 予習課題と復習課題での剽窃は不正行為ですので、この科目全体を不合格とします。
- 9 質問は歓迎します。授業内容に関する質問だけでなく、教科書の内容や発展学習に関わるものなど、憲法に関連するものであれば、積極的にどうぞ。質問は、授業前後ではなくオフィスアワーをお願いします。

評価方法/Evaluation

- 1 予習課題 48点（48%）（3点×4回＋4点×9回）： 解答した問題の数により評価します。評点は、締切日から原則として1週間以内に、moodleにより通知します。
- 2 復習課題 52点（52%）（4点×13回）： 記述式で、正答した問題の数により評価します。答案は、原則として、次回の授業時に採点して返却します。
以上の合計点を最終成績とします。
復習課題の内容は授業の理解を問うもので、その用紙は授業中に配付します。そのため出席は必須です。復習課題は出席の確認を兼ねていますので、5回以上（授業回数の3分の1超）復習課題を提出しなかった場合は、「出席日数不足」と評価します。

教 材/Text and materials

教科書：渡辺康行ほか『憲法Ⅰ 基本権』（第2版、2023年、日本評論社）
金子宏ほか編集代表『法律学小辞典』（第6版、2025年、有斐閣）
または 法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典』（第5版、2020年、有斐閣）
最新版の六法
参考書：戸松秀典・初宿正典編『憲法判例』（第8版、2018年、有斐閣）
憲法判例研究会編『判例プラクティス 憲法』（第3版、2022年、信山社）

質問や相談の方法/Instructor contact

木曜日の12時30分～14時をオフィスアワーとします。研究室（第2研究室棟2階535研究室）で対面で行います。